
プロジェクト ASAF 対応

項目 EFRAG による「慎重性(Prudence)」の Bulletin

本資料の目的

1. 本資料は、2013 年 4 月に EFRAG から公表されている Bulletin 「より良いフレームワークを目指して－慎重性(Prudence)」(コメント期限：7 月 5 日) の概要についてご説明するために作成している。
2. 当委員会においては、概念フレームワークについて ASAF 対応専門委員会において検討を行っており、本件については 9 月 13 日に開催の第 4 回 ASAF 対応専門委員会において専門委員からご意見をいただくことを予定している。

EFRAG による「慎重性」の Bulletin

背景（第 1 項～4 項）

3. 慎重性の考え方の歴史は古く、欧州では 1970 年代の EU 会計指令に見られ、更に以前の分配可能利益を表示する財務諸表での使用にさかのぼることができる。
4. 慎重性の本質は、資産と収益が過大表示されず、負債と費用が過小表示されないことであり、収益は費用よりも認識よりもハードルが高く、資産・負債の会計処理の非対称性をもたらしている。また慎重性は取引の識別、資産・負債の測定、損益の表示に影響を与え、会計基準、財務諸表の作成の両方において役割を果たすものである。
5. 本 Bulletin では、投資家等が企業に資源を提供するか否かの意思決定を行うとともに、どの程度効率的・効果的に企業の資源が使用されたかについて意思決定を行うに当たってのニーズを満たすための財務諸表の観点から慎重性の議論を行うものである。このため、金融機関監督や契約遵守の監視の観点から有用となり得る財務情報については取扱わない。

議論

財務諸表の作成及び表示に関する IASC のフレームワーク（第 5 項～13 項）

6. 慎重性に対してはこれを支持する見解と、これに反対する見解がある。
(支持)
 - 慎重性の考え方があることによって、少なくとも BS に表示された純資産の額は存在し、報告された利益は確実なものであるという高い信頼性を提供している。

- 慎重性により財務諸表に実在するリスクが早期に反映されることになる。慎重性は、架空の利益や収益の過大計上などにつながる軽率さや、無分別（impudence）とは正反対の概念であると考えられている。

（反対）

- 慎重性は報告にバイアスを加えることになり、財務諸表が提供すべき中立的な見解と対立するものである。
 - 特に慎重性が恣意的に使用されることにより収益のスムージングが行われる。このため、業績の良い年の利益が抑えられ、業績の悪い年の結果がカモフラージュされ、業績が理解困難になる。結果として、財務情報の透明性が損なわれる可能性がある
7. 上記の反対意見に対応するため、IASB や FASB をはじめとする設定主体は、次の二つを区別することに気を付けてきた。
- ① 恣意的に資産・利益を過小表示したり、負債・費用を過大表示したりすること
 - ② 不確実性があるため判断が必要となる場合に、資産・利益が過大表示にならないように、また負債・費用が過小表示にならないように、慎重なアプローチ（cautious approach）をとること
8. 慎重性は1980～1980年代のFASB, AASB, UKASBのフレームワークや、1989年のIASBのフレームワークでは、前項①の考え方については不適切とされた一方、②の考え方については承認されてきた。これらのフレームワークでは、慎重性は、それ自体が「質的特性」では無く、信頼性のひとつの側面として扱われていた。
9. また、学術文献においては、良いニュースと悪いニュースを非対称的なタイミングで知らせることになる条件的保守主義と、純資産について一貫して過小表示となる無条件の保守主義とを区別されている。また、一般的には前者の条件的な保守主義の有用性については支持されている一方、無条件の保守主義についてはその是非について議論がある。
10. 今日では、悪い保守主義（一般的には受け入れられない意図的な誤表示である慎重性）と良い保守主義（一般的に支持されている警戒心としての慎重性）があることが広く認知されているようである。Hans 議長はこれを「明らかな常識（plain common sense）」と呼んでおり、IASB においても、収益認識や金融資産の減損などのプロジェクトで考慮されている。
11. このように、慎重性は適切な慎重さを超えてはならないというのは広く合意されていることであるが、この慎重さの度合いがフレームワークで示されていないため、その適切な度合いについては様々な見解が生じることになっている。例えば、金融資産に関して市場に観察可能な価格が存在しなかったり市場の活動が低調な場合

に、これを公正価値評価し利得として反映することは、適切な「慎重さ」を反映していないという見解もある。

IASB の財務報告のための概念フレームワーク（第 14 項～20 項）

12. IASB が 2010 年 9 月に改訂した概念フレームワークにおいて、「慎重性」やこれに近い概念である「信頼性」という用語が削除され、「忠実な表現」という概念に置きかえられている。結論の背景では、この理由について、慎重性と中立性は矛盾すること、信頼性の概念は曖昧であること等が理由として挙げられている。これに対しては、次のような意見がある。
- 概念フレームワークの書きぶりは変わったが、慎重性の背景にある考え方は残っている。この見解は概念フレームワークの結論の背景や、Hans 議長のスピーチとも整合している。
 - 慎重性は中立性の概念とは矛盾しておらず、重要な概念であるので、概念フレームワークでは慎重性という用語を明示すべきで、これが無い概念フレームワークは不完全なものである。
 - 中立性が何を意味するのかが不明である他、検証可能性は補強的な質的特性というよりもより重要な質的特性である。

IFRS における慎重性：事例（第 21 項～23 項）

13. 慎重性は、それだけでは会計の諸問題を解決することはできない。このため、慎重性についての要請それ自体が、目的適合性、忠実な表現、検証可能性などその他の質的特性に関する考慮を上回ることはない。
14. 現行の IFRS では次のような分野で慎重性の概念が用いられている。
- 偶発資産（IAS 第 37 号）
 - 収益認識（IAS 第 11 号、IAS 第 18 号）
 - 不利な契約（IAS 第 37 号）
 - 有形固定資産の再評価（IAS 第 16 号）
 - 投資不動産（IAS 第 40 号）
 - 金融商品（IAS 第 39 号、IFRS 第 9 号）
 - 自己の信用リスク（IAS 第 39 号）
 - 農業（IAS 第 41 号）
15. 上記のようなケースについてのあるべき会計処理については、次のような見解がある。
- 慎重性は、概念フレームワークにおける質的特性に対して常に優先されるべきである。
 - これらの質的特性を満たしている限りにおいては、慎重性について考慮する必要

はない。

- 慎重性とその他の質的特性との適切なバランスがとられるべきである。

今後について（第 24 項～37 項）

作業開始にあたって

16. IASB による現在の概念フレームプロジェクトでは、直近に改訂されたチャプターは取扱われないことになっており、よって慎重性についても復活することが無いように見受けられる。しかし、新たな論点（構成要素、測定、表示、開示、報告企業）に関する作業にともない、直近に改訂されたチャプターにも改訂が必要になる可能性があると考えられる。
17. 関係者の中には、概念フレームワークが慎重性に適切な役割を与えることが重要であり、概念フレームワークにおいて慎重性が質的特性として明示されることはそれほど重要でないとの意見もある。
18. 一方で、慎重性は重要であるため、概念フレームワーク上に明記すべきとの意見もある。
19. 以下では、慎重性が概念フレームワークの新しいパートに与える影響を検討している。

構成要素：資産及び収益の認識

20. 現在の概念フレームワークは資産・負債を最初に定義しているため、資本、収益及び費用などその他の構成要素は、資産・負債に関連づけて定義される。
21. 慎重性の考え方によると、資産が交換によって獲得された場合を除き、現金の流出を費用として報告することが求められる（例：開発費について将来においてコストに見合う便益が得られるという明確な証拠がない限り、費用を計上する）。こうしたことから、慎重性の考えを重視していくと、資産について堅牢な定義が求められる他、適切な認識規準を維持すべきという見解になる。

測定

22. 慎重性の考え方によると、価値の増価に関する適切な証拠が無い限りは、資産の評価は引き上げるべきでないとされる。また、測定基礎は、報告企業が置かれている状況と関連がなければならない。これはビジネスモデルの議論とも関係している。
23. また、概念フレームワークの測定に関する記述において、金融資産、非金融資産双方について適切な減損の認識を要求することにつながる点も重要である。

財務業績の報告

24. 慎重性は必ずしも財務諸表上の収益に持続可能性があることを保証するものではない。慎重性により、非循環的な損失の認識（例えば資産が減損した場合）が求められる場合がある。また、前期の業績の戻入れなど、報告業績を歪める可能性もある。
25. また、一部の損益項目が、純損益ではな OCI に計上される理由については必ずしも明らかでないが、一つの理由として慎重性を挙げる見解がある。

開示

26. 慎重性は、資産・負債、収益・費用の認識だけではなく、財務諸表注記において何を開示すべきかの判断においても関連があると考えられている。例えば、EFRAG の開示に関するディスカッション・ペーパーでは、多額の通常でない利益 (large unusual gain) は PL 上で個別項目として表示されていても、それが恒常的に発生するものであるという誤解を避けるためには、注記が必要であるとしている。

暫定的な見解

27. 慎重性は概念としては広く知れ渡っているが、全ての人が同じ程度の「警戒 (caution)」をしているわけではないため、様々な見解が生じている。これらの様々な見解は、概念フレームワークの改訂作業において、認識、測定、表示、開示に関する決定を行う上で役に立つものであり、慎重性の役割について明示的に検討すべきである。

質問事項

28. Bulletin では、次の項目が質問事項として挙げられている。
 - (1) 会計基準の開発において慎重性の役割はあるか。あるとすれば、それは①利得及び損失の認識及び測定の規準並びに認識の時期に焦点を当てるべきか。それとも、②警戒心の一般的な行使として記述すべきか。
 - (2) 現行のフレームワークは慎重性の趣旨を適切に反映しているか。それとも、その役割を明示的に考慮すべきだという暫定的見解を共有するか。その場合、守るべきだと考える警戒心のレベルをどのように特徴付けるか。本報告書におけるさまざまな見解を参照すると有用であろう。
 - (3) 現行の IFRS の中で慎重性を反映できていない要求事項で本報告書に記述していないものがあるか。現行の IFRS の中で過度に慎重だと考える要求事項はあるか。
 - (4) 本報告書について何か他にコメントはあるか。

ディスカッション・ポイント

- ・ EFRAG の暫定的見解及び Bulletin における質問について、コメントはあるか。

以 上